平成28年9月橋本市議会定例会会議録(第3号)その6 平成28年9月13日(火)

○議長(中本正人君)順番12、10番 森下君。 〔10番(森下伸吾君)登壇〕

○10番(森下伸吾君)本日の一般質問、テンポよく進んでおりますので、私もテンポよく 一般質問をさせていただきたいというふうに 思います。

その前に、昨日の経済推進部長の答弁を聞 いておりまして、すごく感慨深いというふう にも思ったわけなんですが、「広報はしもと」 9月号を見ますと、橋本市の魅力をSNSを 使って積極的に発信するというふうに、きの うの答弁にもございましたが、ありました。 くしくも、5年前、平成23年の9月、この場 所で、私、一般質問で、ツイッターやフェイ スブックを使って情報発信をしてはどうです かというふうに一般質問をさせていただきま した。そのときの当局のお答えは、セキュリ ティーの課題もあるので現時点ではツイッタ ーやフェイスブックの導入は考えていません ということでございました。それが5年たっ て、積極的に発信するということになったわ けですから、それを聞きまして、やはり言い 続けていくことが大事じゃないかなというふ うに感じておりまして、やはり痛感をいたし ました。

ですので、今回、きのうも話題にありましたエリアメールも、一般質問させていただいて導入していただきましたし、防災行政無線の電話番号のテレフォンサービスを知らせるシールもつくっていただいたということもあります。ですので、そのとき、この場所でだめだというふうに答弁をいただいたとしても、その後よいものであれば、研究していただいて取り入れていただけるのが橋本市役所じゃ

ないかなというふうにも実感をいたしました ので、すごく心強く思いまして、今回も議長 のお許しをいただきましたので、一般質問を させていただきたいというふうに思います。

今回、一般質問としまして、歳入確保につながるネーミングライツの導入についてお尋ねいたします。

厳しい財政状況が続く中、歳出の削減だけでなく、行革推進の考え方から積極的に市財産を活用して歳入確保すべきと考えます。そこで、橋本市運動公園などの施設にネーミングライツ、施設命名権を導入できないか、当局のお考えをお聞きいたします。

次に、被災者台帳「被災者支援システム」 の導入・運用についてお聞きいたします。

内閣府の報告において、被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げられている「被災者支援システム」は、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方自治体に無償で公開、提供されています。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点です。 住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救済物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理しています。これによって、被災者支援業務の強率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。本市の被災者台帳作成はどのような システムになっているのか、また、被災者支援システムの導入についてどうお考えなのか、 当局のお考えをお聞きします。

以上のことをお聞きしまして、私の第1回 目の質問といたします。

○議長(中本正人君) 10番 森下君の質問項目1、歳入確保につながるネーミングライツの導入に対する答弁を求めます。

総務部長。

[総務部長(吉本孝久君)登壇]

○総務部長(吉本孝久君)歳入確保につながるネーミングライツの導入についてお答えします.

以前からご説明させていただいておりますように、本市の財政状況は非常に厳しく、人口減少による市税収入や地方交付税が減少する中で、普通会計での市債の償還額は平成29年度の約39億円をピークに平成34年度まで36億円を超える水準で推移する見込みであることに加え、学校給食センターなど老朽化した公共施設の更新等を控えていることから、財源不足がさらに深刻化する状況が想定されているところです。

本市といたしましても歳出の削減だけでな く、積極的に歳入を確保することが重要であ ると考えます。

議員おただしのネーミングライツ(施設命名権)についても、行政改革、特に、資産・債務改革のための手段としては有効な施策であると考えますが、ネーミングライツの導入目的の一つとして挙げられている施設の管理・運営費の確保については、本市のように小規模自治体の場合、施設のマスコミ等への露出度の低さから契約金額が低いことや、費用対効果の不透明さから契約を継続する難しさ、運動公園や産業文化会館など集客性の高い施設については既に愛称が定められていること、また、施設名称変更に伴う施設の看板

や周辺の道路標識等を変更する場合の経費負担などネーミングライツ契約料以外の負担が生じることから、事業を実施する難しさも見受けられます。施設名称の変更などによる地域への影響などのリスクも大きいことも予想されます。

しかしながら、ネーミングライツの導入は、 企業側においては地域・社会貢献事業の実施、 自治体としては民間企業との協働事業の実施 といった企業と自治体との目的が一致してい る部分もあること、また、本市の厳しい財政 状況を勘案すると、本市といたしましても、 命名権の対象を公共施設だけではなく、イベ ント事業に冠をつけることなども視野に入れ ながら、ネーミングライツを導入できるよう、 橋本市有料広告掲載要綱の改正を検討してま いりたいと考えます。

〇議長(中本正人君) 森下君、再質問ありますか。

森下君。

○10番(森下伸吾君)ありがとうございます。 それでは、ご答弁をいただきましたので、再 質問をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目のネーミングライツ、命名権いついてでございますが、これも私、平成24年9月の一般質問で、有料広告に対して、ネーミングライツだけやなくて有料広告をもっとやったらいいです、どうですかというふうなくくりでさせていただいた中ですが、ほかの有料広告、ホームページとか封筒には有料広告をやりますということやったんですが、ネーミングライツだけは外しますといううに言われました。要綱の改正には含まず、導入は見送るというご答弁でございました。

しかし、先ほどの部長のお話を聞いておりますと、その要綱を改正すると。検討して導入に前向きにやっていきたいというふうに言っていただきました。言い続けることが大事

だなということを改めてわかったわけなんですが。やはり、前回はだめで今回変わったというその要因があると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

〇議長(中本正人君) 財政課長。

○財政課長(小原秀紀君)前回の答弁からの変更ということなんですけれども、一つは、財政状況がその当時よりもかなり厳しいとく の確保もとらなければならない、そうの商とといるもと、他の市ミングライツですとか、広告の収入というのはとっている自治体も数多く見受ければならない。そういった実績も見ながらいたますので、そういった実績も見ながらないますので、そういった実績も見ながあるといても取り組んでいく必要があるということで、今回、こういう答弁をさせていたきました。

〇議長(中本正人君)10番 森下君。

O10番(森下伸吾君)ありがとうございます。ですので、やはりこの財政状況、何らかの手を打っていかなければならないというふうに、私も思います。ですので、そうやって変わっていただいたということですが、答れるように、施設だけではなく、も当てはないかという。とも考えていきたいと、施設だけのようとも考えていきたいと、施設だけのネラミングライツだけではなく、そのほかももこだいましたが、ましたがということでございましたが、ましたら教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長(中本正人君)財政課長。

○財政課長(小原秀紀君)現在の橋本市の有料広告掲載要綱の中でできる範囲というのは、ある程度限定されておりますので、それ以外、例えば、答弁にもありましたけれども、イベ

ント、あるいは式典等、そういった部分についても、他の協賛事業者との関係もあって難しい部分もあるんですけれども、そういった部分も活用できる部分については活用していきたいというふうに考えております。

本市で導入できるかどうかわかりませんけど、他の市で見ますと、図書館の図書の購入、例えば、雑誌なんかにそういった広告を使ったり、構内の案内板でも広告を使ったりというようなことでいろいろ工夫してやっておりますので、そういった他市の事例も参考にして、できるだけ幅広く活用できるような要綱に整備したいというふうに考えております。

〇議長(中本正人君)10番 森下君。

○10番(森下伸吾君)ありがとうございます。 大阪などは、歩道橋にそういったネーミング ライツを使って、歩道橋とか、あと橋とか、 道路とかそういうところにもネーミングライ ツを使われているということもございますし、 先ほどもありましたように、イベントなんか もそうです。お祭りなんかにも冠をつけて、 そういったネーミングライツを使っていると ころもございます。ですので、これは、今財 政課長、ご答弁いただいておりますが、財政 課だけでなく各部署全てで、皆さん方のとこ ろで、こういったものがいいんじゃないかと いうのをどんどん出していただきたいという ふうにも思うんです。こういうのが可能では ないかというのを、どんどんアイデアをいた だきたいと思います。

私もこの質問をもう一度しようと思ったのは、先日、松阪市のほうに行政視察に、総務委員会で行かせていただきました。そのときは市民討議についての視察ではございましたが、松阪市でもこのネーミングライツをやっておるということが担当者の方の話の中でわかりまして思ったわけなんですが、いろいろ質問させていただいて、松阪市、人口16万の

都市でございます。職員の方が言っておった んですけども、行政はまず何か言われると、 まずできないことを考える癖がついていると。 こんなことを言われたら、こうできないです よと言う癖がついてしまっていると。

市長からネーミングライツをしたらどうか という話があったときに、その職員の人は、 こんな松阪市で応募しても来ないよと、無理 じゃないですかというふうにまず言ったとい うことなんです。でも、市長は、まずはやっ てみないとわからないやないかと。やってみ てだめだったらやめたらいいんだということ で、スタートをして応募をかけたところ、企 業が応募してくれて、実際に、今ネーミング ライツができておるということでございます。 私もそれを聞いて、橋本市、ちょっと難しい かなというふうにも思っておったんですが、 この話を聞きまして、やっぱりもうここで諦 めてはあかんということで、もう一度ここで させていただこうと思ったんですが、行政視 察に同行していただいた企画室長も、前回は 企画の、このネーミングライツは室長でござ いましたので、この辺、よくご存じやと思い ますので、もしご意見ありましたら、教えて いただければと思います。

〇議長(中本正人君)企画室長。

〇政策企画室長(上田力也君) 私も行政視察に同行させていただきまして、松阪市、野球場でしたか、かなり施設自体は古いんですけども、それでも結果としては、年間100万円ぐらいの命名権を獲得といいますか、それによがって収入を得ているという、こういう実態がございましたので、やはり先ほど議員おっているとおり、既定の概念に捉われない、市長もよく言うんですけども、まずはやってみるというこの基本に戻って、施設の命名権だけではなくて、先ほど財政課長も申しまたとおり、少し発想を変えて幅広い分野で歳入

を得られるような、そういうふうな風土といいますか、そういったものを役所の中にも広げていくべきであると、いく必要があるというふうに思ったところでございます。

〇議長(中本正人君)10番 森下君。

O10番(森下伸吾君) 急に振って申しわけご ざいません。ありがとうございます。ですの で、やはり、まずは市長もよくおっしゃって いただいているように、まずはやってみると いうことが私も大事じゃないかなと思います。

歳入確保についていろいろと私も考えさせ ていただいて、この質問をするに当たっても、 やはりふるさと納税のことを考えるわけでし て、平成26年3月に初めて私も一般質問をさ せていただきましたが、そのときの当局のご 答弁というのは、総務省が返礼品にすごく加 熱ぎみになっていまして、本来の趣旨と違う ので、うちの市としてはもっと良識を持って、 もう少し取り組んでいきたいというふうな、 どちらかというと消極的なご答弁でございま したが、その後、市長もかわり、市長の公約 にもございましたので、積極的に取り組んで いただいた結果、平成20年から26年の6年間 で、1,400万円だった寄附金が、また、決算委 員会がございますが、平成27年の決算では1 年間で8,000万円の寄附金が集まるまでにな りまして、本年は1億円をめざしていくとい うことでございました。これも、やはり積極 的に取り組んでいただいた結果やというふう に思います。

ですので、本市の厳しい財政状況を考えますと、やはりやれることはやっていかないといけないというふうに思います。ですので、先ほども言っていただいていますように、まずはやってみるということで、まずは要綱を変えていただいて取り組んでいただけるということを、本市を上げて、皆さん方、あらゆる部署の方々が本気になって取り組んでいた

だきたいというふうに思います。その辺も、 要綱を変えていただくだけでなくてやってみ るということでよろしいでしょうか。もう一 度、すいません、そのあたりをお聞きしたい と思いますが。

〇議長(中本正人君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君)議員のおっしゃるとおり、とりあえずまずはやってみるということで、答弁でも申し上げましたけども、命名権の対象を公共施設だけでなく、イベント等に冠をつけるなども視野に入れながらネーミングライツの導入ができるよう、橋本市有料広告掲載要綱の改正を検討してまいります。 ○議長(中本正人君)10番 森下君。

O10番(森下伸吾君)よろしくお願いします。 厳しい財政状況ですので、本当に普通の一般 の企業であれば、何とかして知恵を絞って歳 入を確保しようというふうに必死になって取 り組むと思うんですね。その本気度、必死度 をやっぱり市民の方も見ておると思いますの で、どうかそのあたりも踏まえて、よろしく お願いをしたいと思います。

一つ目は以上で終わります。

〇議長(中本正人君)次に、質問項目2、被 災者台帳「被災者支援システム」の導入・運 用に対する答弁を求めます。

危機管理監。

[危機管理監(坂本安弘君)登壇]

○危機管理監(坂本安弘君)次に、被災者支援システムの導入・運用についてお答えします。

本市では現在、被災者支援システムは導入 していません。災害発生時の被災者情報につ いては、地域防災計画で様式を示している被 災者台帳により、パソコンの表計算ソフトで、 もしくは、停電時等には紙ベースで管理する ことにしています。

被災者支援システムは、1995年の阪神・淡

路大震災で甚大な被害を受けた兵庫県西宮市が、発災直後から被災者の救護・支援を実施し、また、迅速かつ的確な復旧・復興を行えるようにと開発したシステムです。

この被災者支援システムは、全国の地方自 治体に無償で公開・提供されており、本市で も使用申請済みで、被災者支援システムの各 機能を体験することは可能です。被災者支援 システムを本格的に運用するには、住民基本 台帳システム等との連携が必要となりますが、 現時点では、それらシステム同士の連携はで きていません。

しかし、本市では、被災者支援システムの 導入を検討するにあたり、システムの有用性 の確認のために、昨年6月、和歌山県下の8 市に対し、被災者支援システムの導入の有無、 利点、欠点、費用面について調査を実施しま した。

調査の結果、3市で導入しており、2市については、利点、欠点ともに実際に運用していないのでわからないとのことでしたが、1市については、防災訓練でこのシステムを使用し、システムへの習熟を行っているとのことでした。

また、費用面については、被災者支援システムと住民基本台帳システム等との連携に70万円から90万円程度の初期費用が必要となり、また、毎年ランニングコストも必要になるとの回答でした。

本市でも、各システムの連携を行うにあたり、いかに費用を抑えて導入できるか等を調査していきます。

また、和歌山県では、被災者支援システム とは別の被災者生活再建支援システムの導入 に向け、今年7月に県内市町村に対し、導入 についての意向調査を実施しました。

この被災者生活再建支援システムとは、2004年の新潟中越地震の際、罹災証明の発行

とその後の生活再建支援を継続させるための システムとして、京都大学、新潟大学が研究 し、構築したシステムです。

4月に発生した熊本地震において、熊本市 や益城町など熊本県の多くの自治体で導入し、 家屋被害認定調査や罹災証明書発行等に係る 事務処理の効率化を図ったものです。

この被災者生活再建支援システムの導入形態は、クライアントサーバー版、プライベートクラウド版、Bizひかりクラウド版の3種類あります。

このうち、県が導入を検討しているのは、 市町村との情報共有が容易にできるプライベートクラウド版であり、県にサーバーを設置 し、市町村とインターネットで結ぶシステム です。全市町村が導入した場合、導入に約3 億円、ランニングコストが年間1,300万円かか り、これを県と市町村で負担することになり ます。

本市としては、現時点で県の被災者生活再 建支援システム導入の意向調査結果を待って おり、県がシステム導入の方針を示した場合、 本市は県のシステムを導入したいと考えてい ます。

しかしながら、被災者生活再建支援システムを導入する場合でも、導入までしばらく時間がかかることが考えられるため、本市では、被災者支援システムを利用し、職員のシステムへの習熟を図るための訓練を行いながら、導入に向けた調査を進めていきたいと考えています。

〇議長(中本正人君) 10番 森下君、再質問 ありますか。

10番 森下君。

O10番(森下伸吾君)ありがとうございます。 それでは、再質問をさせていただきます。

この質問は、平成23年の6月に18番議員が 一般質問でもしていただきました。それから どうなっているかも含めて、今回させていただきたいと思うんですが、もう一度確認をいたしますが、先ほど、システム二つの名前が出てきておりましたが、どちらのシステムになるかわかりませんが、とりあえずは、被災者のためのシステムを本市にも導入していくと、必ず導入していく方向であるというふうに認識してよろしいでしょうか。

〇議長(中本正人君)管理監。

○危機管理監(坂本安弘君) 西宮市が開発を 進めてまいりました、被災者支援システム、 もしくは、県が一括して市町村にという考え で意向調査を進めておるシステム、いずれの かのシステムを導入していきたいというふう には考えております。

〇議長(中本正人君)10番 森下君。

O10番(森下伸吾君) 先ほどのご答弁の中では、市としては、県が進めております、京都大学が構築した被災者生活再建支援システム導入に向けて進んでいこうと思っていらっしゃるというご答弁やったと思うんですが、それでよろしいですか。

〇議長(中本正人君)危機管理監。

○危機管理監(坂本安弘君) 県が中心となって県内の市町村全てがそのシステムに乗っていくということであれば、橋本市としても、そのシステムに乗っていかざるを得ないということでございます。

〇議長(中本正人君)10番 森下君。

○10番(森下伸吾君)ありがとうございます。 それに対して、各市町村に対して県は、アンケートを各市町村に対してとっておるという ふうに聞いております。そのアンケートの結 果、システム導入をしていきますかということですが、その結果がもう出てきておって、ある程度県も判断をしておると思うんですが、その辺のことはいかがですか。

○議長(中本正人君)危機管理監。

○危機管理監(坂本安弘君)詳しいアンケート結果をいただいておるわけではございませんが、先ほど壇上で答弁させていただいた中で申し上げたように、西宮のシステムを3市が導入しておると。2市については全く使っていないということでしたが、そういうことからすると、県内の市町村全てを一括管理するようなシステムは難しいのではないかなというような県の考え方が、一方であるようでございます。

〇議長(中本正人君)10番 森下君。

O10番(森下伸吾君)となりますと、県庁に サーバーを置いて各市町村をネットワークで つなぐという、県が考えておりましたプライ ベートクラウド版というのは不可能になると いうふうに考えます。そうなると、この被災 者生活再建支援システムを、独自で各市町村 が導入するしかないということになってしま うと思うんですね。そうなると、やはりここ で問題になるのは費用ということになると思 いますが、独自で橋本市が導入するとなると、 どれぐらいの費用がかかるというふうに概算 されておりますでしょうか。

〇議長(中本正人君)危機管理監。

○危機管理監(坂本安弘君)県が一括しましてといいますか、取りまとめて導入システムの経費的なところ、先ほど申し上げましたが、単独で橋本市が、県が推奨するシステムを導入するということになりますと、初期経費として1,500万円程度、それから、維持管理といいますか、年間の保守的な経費として350万円程度かかるというふうな予測をしております。

〇議長(中本正人君)10番 森下君。

O10番(森下伸吾君)ということでございましたら、やはり、すごく、もう午前中からのお話を聞いておりますと、導入に向けては、この高額なシステムは現実問題、厳しいのではないかというふうに思いますが、そのあた

りいかがですか。

〇議長(中本正人君)危機管理監。

○危機管理監(坂本安弘君) おっしゃるとおり単独で、市の単独費用でもってそのシステムを導入していくということは困難であるというふうに考えております。ただ、国の動向として、総務省が緊急防災減災事業債の対象事業を拡充するという方向性を出しておるようでございまして、この防災情報のシステムも、その起債の対象になってくるというお話だけは聞いております。

具体的な話、説明会等はまだないわけでございますが、どういった起債の、どれぐらい対象になるのかというところも含めて、検討はしてみたいとは思いますが、起債ということであっても市の負担が当然あるわけでございますから、まずは西宮市のシステム、デモ版ですけども、今、使っていくことはできますので、それで訓練を始めていきたいというふうに考えております。

〇議長(中本正人君)10番 森下君。

O10番(森下伸吾君)ありがとうございます。 起債が、財政措置が国としてもあるようでございますが、これは導入時だけの起債でございますので、1,500万円ですか、導入、それに使えたとしても、年間350万円ぐらいですか、ランニングコストがかかってくるわけです、何もしなくてもですね。ですから、やはりそれはうちの本市にとって可能かどうかということを考えれば、普通に考えれば厳しいのではないかなというふうに考えます。そうなれば、何らかのシステムを導入しなくてはいけないのであれば、ランニングコストがかからないのであれば、ランニングコストがからないのであれば、ランニングコストがからないのであれば、ランニングコストがからないのであれば、ランニングコストがからない西宮版の被災者支援システムをうちの市としては導入すべきではないかというふうに、私も判断をしたいと思います。

いろいろなところに情報が載っていますが、 西宮版の被災者支援システムを導入する費用 としましては、埼玉県の掛川市などは約21万円、福井県の敦賀市が約46万円の導入費用がかかったと言われております。新たな設備というのは特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応できるというふうに言われています。

近くの紀の川市なんかは、導入もランニングコストも無料で今やっております。先というのは、被災者支援システム西宮版のほうががいるとはないません。奈良県の平群町では職員がかるというのではないで、かります。これはでいるとにないます。これはないのではないのではないで、なければ使わない。ふだんとですが、なければ使わないがい。かなければ使わないがいるのかどうかということになれば、やはりないのかどうかというに考えます。

さらにこのシステムの話をしますと、被災 者支援システムは防災担当の方が使うシステムやというふうにも考えていらっしゃる方も 多いと思うんですが、災害発生時には、全職 員の方は災害対策本部の構成員となるわけで あります。ですので、危機管理室だけが理解 しているのではだめだというふども導入はで この被災者支援システム、先ほども思していただいますが、実際に大にデモ版しかでいたがいと、これもでいないから、どういったシステムなのかは、でっていないから、どういったシステムなのかします。わからないと思います。わかないとわからないと思います。わかっている人に実際に教えていただくのが一番早いんじゃないかなというふうに思います。

ですので、被災者支援システム全国サポートセンターから、このシステム導入を考えて

いるところとか検討しているところの自治体 に、講師を派遣して説明会を実施してくれて いるそうです。ですので、本市としましても、 この講師の派遣を要請してはと思いますが、 いかがでしょうか。

〇議長(中本正人君)危機管理監。

○危機管理監(坂本安弘君) 先ほども申し上げましたが、県が一括してということではなければ、当然、西宮のシステムを導入していくということになろうとは私も思います。今、議員おただしのように、操作方法等の講師派遣も無料で行っていただいておるというようなことがございますので、そうした職員向けの研修会を開催していく方向で考えていきたいというふうに思います。

〇議長(中本正人君)10番 森下君。

O10番(森下伸吾君)ぜひともその方向で進めていただきたいと思います。昨年の広島の土砂災害もそうですし、熊本の地震においてもこのシステムは導入されておりました、実は。ただ、それが適切に運用されておらなかったことで、いざというときには使えなかったという事例がございました。ですので、やはりふだんからといいますか、この使い方もしっかりと勉強していただく、研究していただくことが大事じゃないかなというふうに感じました。

県がこういったシステムの導入を支援しますよと言ってきたのは、やはり県の職員の方が実際に熊本に行って、被災地に行って、こういうシステムがある、すごく便利だ、これがあれば和歌山県の各市町村も困らなくていいのにというふうに判断をして、それで帰ってきて、こういうふうなシステムを導入したらどうですかということを各市町村に、今、投げかけているんだと。実際にそれを肌身で感じて、このシステムが大事だということがわかっていらっしゃるんですね。ですので、

このシステムもしっかりと導入していただき たいと、せっかく入り口までできておるわけ ですから活用していただきたいと思います。

自治体職員の方々は災害が起こったときには、自身の家族がもしご不幸があったとかしても、被災者であったとしても、通常の行政事務以外に救助活動とか、罹災証明の発行とか、避難所の運営とか、24時間過酷な勤務を強いられてしまいます。導入で少しでも事務にかかわる職員の方の負担を軽減できれば、職員の方の過労死とか二次災害を防ぐこともできますし、人間にしかできない被災者の方のサポートに人を割くことも、職員を割り当てることもできると思います。

そういう意味では、市民を守るためのシステムを守るためのシステムでもありますけども、職員の方、皆さん方も守るシステムであるというふうなことでもあると思います。ですから、危機管理室だけじゃなく、これはもう全庁的に必要なシステムやというふうに思って導入していただきたいと思いますが、いかがですか。

〇議長(中本正人君)危機管理監。

○危機管理監(坂本安弘君)熊本地震の震災 1カ月後の新聞の写しが、私、今手元にある んですけども、そのときに我々が支援をさせ ていただいた益城町、罹災証明の発行は、1 カ月後です。震災から1カ月後、ゼロ件であ りました。そういったことからも、システナションであるというのは重要やと考えております。 それから、西宮のシステムは市の業務を 円滑にするだけが目的ではない、被災也を大 変な思いをしている市民の皆さんの負担を少 しでも減らすためのシステムなります。 うなことをおっしゃられております。 そういったことを考えましても、全職員といいますか、こういったシステムの運用について職員に研修も行った上、今、いつから導入ということは、この席では申し上げられませんが、何とか早急な形でシステムを構築していきたい、導入していきたいというふうに思っております。

〇議長(中本正人君)10番 森下君。

O10番(森下伸吾君)ありがとうございます。 最後に、「広報はしもと」9月号に、防災について載せていただいております。危機管理室が載せていただいていますが、ここの記事にこう書いています。「地震はいつ、どこで起こってもおかしくありません。災害時には日頃からの備えの有無がその後を大きく左右します。自分にできることはないか、いま一度考えてみましょう」というふうに市民の方に対してこうやって訴えていただいています。ですので、18番議員が質問していただいてからもう5年がたちます。一体いつ導入するのか。

(発言する者あり)

O10番(森下伸吾君)ということで、すごく 怒っていらっしゃいますので、しっかりでき ることは何なのかいま一度考えていただけれ ばと思い、私の質問を終わらせていただきま す。

○議長(中本正人君) 10番 森下君の一般質 問は終わりました。

この際、2時25分まで休憩いたします。 (午後2時10分 休憩)